

リトルシニア野球用具の使用規定

2016年2月7日

一般財団法人

日本リトルシニア中学硬式野球協会

一般財団法人日本リトルシニア中学硬式野球協会（以下「本協会」という。）が公認するメーカーが販売する用具を使用する。原則、購入時の用具を使用するものとし、改造したものの使用を禁止する。

1 対象

本協会、所属連盟、支部、ブロックが主催する各種大会に出場するすべての参加者の用具に適用する。

2 規定外の扱い

協議が必要となる事案が生じたときは本協会、各連盟で協議し、決める。

3 規定の実施

制定され次第、即日施行する。

4 ヘルメットに関して

- (1) SGマーク（製品安全協会）の認証がある製品に限り使用を認める。
- (2) ひび割れ、保護ラバーに損傷のあるヘルメットの使用を禁止する。
投球、送球、打球を受けた場合はひび割れや損傷があるかどうか、ただちに確認する。
- (3) チーム名、頭文字の表示は、いずれかを前頭部の1か所とする。側頭部の表示は禁止する。番号表示は側頭部、後頭部でも差支えない。
- (4) 色は単色で黒、白、赤、紺とする。表面がつや消し処理された製品の使用も認める。

5 ユニホームに関して

- (1) チーム名、都道府県名または地名を胸や袖口に表示すること。加えて自治体が公に認めている象徴等を胸や袖口に付けることを認める。
- (2) 喪章はピン止めを認めず、縫い止めにする。
- (3) 生地廃番による素材の違い（同一カラー）の混在は認める。ただし移行期間は3年とする。
- (4) ツートンカラーは可とする。
- (5) ツートンカラーの解釈は、上着とズボンのことであるが、上下異なる色のユニホームで背番号等を付ける刺繍色および肩、袖、脇に別色のラインや幅をもったライン（切り替えしも可：デザイン上はV字型）が入っている

ものは認める。この場合は、上下3色になる。

- (6) 公認メーカーの販売品と著しく違うオーダー品等を新たに作る場合は、事前にサンプルの写真かデザイン画等を連盟事務局に提出し規定の範囲内かどうかの判断を仰ぐこと。
- (7) 裾を極端に絞った変形ズボンは使用できない。ズボンの裾は足首まで下げてはならない。
- (8) 同一チームの監督、コーチ、選手は同色、同形、同意匠のユニホームを着用し、そのユニホームには6インチ(15.24センチ)以上の大きさの背番号を付けなければならない。
- (9) 外国遠征時のユニホームへ協賛企業の社名などの表示を認める。本協会が必要と認めた場合は、国内でもユニホームへの表示を義務付けることができる。

6 帽子、アンダーシャツ、ストッキング、アンダーソックスに関して

- (1) 各チーム同一、同色とする。生地廃番による素材違い(同一カラー)は認めるが、移行期間は3年とする。
- (2) ストッキングのミドルカット、ローカット、ボックスの使用は認めるが、ハイカットの使用は禁止する。

7 ベルトに関して

ユニホームの一部とし、同一チームのプレーヤーは同色のベルトを着用しなければならない。色についてはチーム全体が同色であれば特に定めない。

8 スパイクに関して

- (1) スパイクの色は黒または白と別色のラインを認めるが、チームで統一すること。(監督、コーチを含む)
- (2) 廃番による素材違いの混在は認めるが、移行期間は3年とする。
- (3) 足首防護目的のハイカットスパイク、ミドルカットスパイクの使用は認める。
- (4) スパイクは金具のものを使用する。ただし、人工芝ではポイントスパイクの使用を認める。

9 バットに関して

- (1) 金属製バットはSGマークが入った硬式用に限る。
- (2) SGマークが入ったコンポジット(複合)バットの使用は認める。
- (3) 木製バットの使用は認める。(色は黒、淡黄色系、ダークブラウン系とする。木目が見える程度の濃さとする)
- (4) マスコットバットは試合で使用できない。試合中はダグアウトに持ち込めない。バットリング、鉄棒類の球場への持ち込みを禁止する。

- 10 グラブ、ミットに関して
 - (1) 際立った色（真っ赤、白等）の使用は認めない。
 - (2) しめ紐は長すぎないこと。長さは親指程度にする。
- 11 捕手用具に関して
 - (1) プロテクターの表面にチーム名の表示は認める。
 - (2) プロテクターの色は3色まで併用を認める。
 - (3) ヘルメットとマスクの一体型の捕手マスクの使用は認める。
- 12 コート類に関して
コート類の着用においてはグラウンドコート、ウインドブレーカー、Vジャン、フリースなどタイプの違う商品（それぞれのタイプは同一デザインに限る）の混在は認める。
- 13 トレーニングシューズに関して
可能な限りチーム同一、同色とする。
- 14 手袋に関して
 - (1) 色は黒、白、紺もしくは赤をベースに2色までのものとする。
 - (2) 守備時、野手の手袋の使用を認める。
 - (3) 出塁時に一回り大きいサイズの走塁用の手袋使用は認めない。
- 15 レッグガード、エルボーガードに関して
 - (1) レッグガード、エルボーガードの使用は認める。
 - (2) 色は黒、紺、白のいずれか1色で統一する。
- 16 サングラスの着用に関して
 - (1) 必要に応じて審判に申し出れば、選手のサングラス着用を認める（プラスチック製とする）
 - (2) 眼下へのアイブラック貼り付け、墨などの塗りは禁止する。
- 17 保護ガードに関して
手首、足首をねんざした選手に限りテーピングと同じ効果が得られる保護ガードは、事前に審判員に申し出れば、使用を認める。
- 18 マウスガード（マウスピース）に関して
白または透明なものに限り使用を認める。
- 19 用具の公認について
 - (1) メーカー毎の公認とする。
 - (2) 従来の用具別公認を廃止する。
- 20 その他
その他用具を本規定以外で試合に使用する場合は、事前に大会本部に申し出ること。

以上